

令和4年8月1日

令和4年11月24日

教務委員会

学務課教務係

正課授業の学外学修における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

【本ガイドラインの適用範囲】

「正課授業の学外学修における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は正課授業の学外学修における活動を適用対象とする。なお、正規に定められた学外実習（臨地実習・教育実習等）は本ガイドラインの適用範囲から除く。

また、キャンパス内におけるゼミ活動等については「2022年度3・4学期における新型コロナウイルス感染症対策」に準じる。

【活動実施の判断基準】

原則として、以下の基準を満たす場合、本ガイドライン、および、活動場所が含まれる圏域の感染警戒レベル等に応じた対策措置を行うことにより、所属学部の許可を得て、正課授業の学外学修に関する活動を実施できるものとする。

1. 本学の活動レベルが3以下の場合であること。
2. 国・長野県が行動制限を発出していない状況であること。

【活動中止の検討基準】

以下の場合には、直ちに活動の中止を検討する。

1. 国・長野県が行動制限を発出している場合。
2. 活動場所である地域が、緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置の実施区域となった場合。
3. 本学でクラスターが発生した場合（陽性者が同一集団で10人以上発生、または5人以上の集団感染複数発生等）。

【キャンパス外での活動における必要な措置】

- － 対象自治体・団体等と十分調整し、本学および相手方ガイドラインを遵守する。
- － 事前にゼミ等担当教員が、ゼミ活動等計画書（担当教員、学生名簿、日程、活動内容等）を作成し、感染防止上、支障がないとの学部長・学科長の承認を得て教務係に提出する。
- － 公共交通機関の使用 バス・タクシー等感染対策を実施し使用する。
- － 自家用車・公用車使用しか選択肢がない場合は、常時換気を徹底することなどにより「三密（密集・密閉・密接）」を避け、感染対策のとれる適切な人数で利用する。
- － 食事をする際は、大人数、長時間を避け、できるだけ少人数で、手指消毒を行い、同席者の真正面を避けて座る、会話の時にはマスクを着用する。なお、感染対策を実施している

施設を利用すること。

1 開始前

- ア 活動前5日間は、特に3密行動の回避などの感染リスクの高い行動を控え、濃厚接触者を限定する行動をとり、毎朝の検温を実施し、健康観察シートに記録をつける。
- イ 健康観察シートは登校時に持参し、求めがあれば提示する。
- ウ 観察期間中に発熱やせき等、風邪の症状がある場合は、参加を見合わせる。

2 活動中

- ア 周囲に人がいる状況で会話を行う場合は、屋外でもマスクの着用をする。
※マスク着用に伴う熱中症には十分注意する。
- イ 密接場面を極力避けるように努める。
- ウ 飲食は、周囲と出来るだけ距離を取り、マスクをとっての会話はしない。

3 活動後

- ア 活動後5日間は、各自で毎朝の検温を実施し、健康観察シートに記録をつける。

4 県外における活動場所

- ア 長野県の往来における方針に基づき判断する。
- イ 長野県が往来そのものを慎重に検討を求めている都道府県における活動は原則認めない。
- ウ 長野県が往来について慎重な行動を求めている都道府県における活動については、引率教員が必要性を十分に検討する。
- エ 現地集合・現地解散で無い場合の交通手段は、公共交通機関・バス・タクシー等感染対策を実施し使用する。自家用車・公用車使用しか選択肢がない場合は、常時換気を徹底することなどにより「三密(密集・密閉・密接)」を避け、感染対策のとれる適切な人数で利用する。
- オ 飲食は、周囲と出来るだけ距離を取り、マスクをとっての会話はしない。
- * 県内における活動についても県独自の感染警戒レベルを注視し適切な対応をとる。

【宿泊を伴う活動における必要な措置】

宿泊を伴う正課授業の学外学修における活動の実施にあたっては、3つの行動原則、すなわち、活動地域及び移動経路地（以下「活動地域等」）にウィルスを「持ち込まない」、活動地域等でウィルスに「感染しない」、活動地域等からウィルスを「持ち帰らない。」活動後「広げない」を着実に遂行できるよう、当該正課活動の指導教員及び参加全学生が共同で活動計画を立案し、活動計画に基づいた準備と行動を促し、終了後のモニタリング活動を徹底することを通して、新型コロナウイルス感染症の拡大を最低限に抑えることを目的とする。

- 1 基本的な感染対策については、以下のとおり行う。
 - (1) 対象自治体・団体等と十分調整し、本学および相手方ガイドラインを遵守する。
 - (2) 事前にゼミ等担当教員が学外授業等計画書（担当教員、学生名簿、日程、活動内容等）を作成し、感染防止上支障がないとの学部長・学科長の承認を得て教務係に提出する。
 - ① 活動前
 - ア 活動前の5日間は特に3密行動の回避などの感染リスクの高い行動を控え、濃厚接触者を限定する行動をとり、各自で毎朝の検温を実施し、健康観察シートに記録をつける。
 - イ 健康観察シートは登校時に持参し、担当教員は健康状態・行動管理が守られたことを確認する。求めがあれば提出する。
 - ウ 出発日含め、5日前までの間に発熱やせき等、風邪の症状がある場合は、参加を見合わせる。
 - ② 活動中
 - ア 周囲に人がいる状況で会話を行う時は、マスクを着用する。
 - イ 密接場所を極力避けるように努める。
 - ウ 飲食は、周囲と出来るだけ距離を取り、マスクをとっての会話はしない。
 - エ 正課活動中のみならず、活動前後の休憩時間等に、感染対策が疎かにならないよう注意する。
 - オ 現地集合・現地解散で無い場合の交通手段は、公共交通機関・バス・タクシー等感染対策を実施し使用する。自家用車・公用車使用しか選択肢がない場合は、常時換気を徹底することなどにより「三密(密集・密閉・密接)」を避け、感染対策のとれる適切な人数で利用する。
 - カ 毎日の健康チェックを記録する。
 - ③ 活動後
 - ア 活動後、5日間は自らの健康観察を行うとともに、3密行動回避、濃厚接触者を限定する行動を継続し、行動歴について記録する。
 - ④ 県外における活動場所
 - ア 長野県の往来における方針に基づき判断する。
 - イ 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象区域における活動は基本的には行わないこととする。
 - ウ 長野県が往来そのものを慎重に検討を求めている都道府県における活動を原則認めない。

⑤ 体調不良者対応

活動中、風邪等の症状が現れた場合で、新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安がある場合は、医療機関を受診する前に、滞在先の市町村を管轄する「受診・相談センター（保健所）」に相談するか居住地の相談窓口やかかりつけの医療機関に相談する。

活動中、体調不良者が出た場合に備え、あらかじめ滞在先のガイドラインを確認するとともに、滞在先と打ち合わせ等を行い、診療機関等の情報を収集し、特に発熱した際の受診フローをあらかじめ参加者間で確認し、それに従い、受診する。

⑥ 危機管理

活動において、関係者から検査対象者又は感染者が発生した場合、活動の継続、他の学生及び教職員への感染拡大やクラスターの発生を最大限防止する。

また、感染者の個人情報保護を最優先にしつつ、県や長野市と連携しながら迅速で正確な情報公開を行い、社会への説明責任を果たして感染拡大を防止する。

2 宿泊施設においては、以下の感染対策を講ずるものとする。

(1) 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った対応を行っている施設に宿泊すること。

(2) 宿泊施設にて提供される食事への対応は、以下のとおりとする。

① 可能な限り短時間で食事を摂るようにし、食事中は会話をしない。着席した時の間隔を最低1メートルは確保し、かつ対面にならないように座席を配置する。

② 食事前は、ハンドソープによる手洗いやアルコール消毒液等による手指消毒を行う。

③ マスクを外した状態で他の人と対面にならないよう気を付ける。

④ 回し飲みや食品の共有等をしない。

⑤ 食事後は、食べこぼし等を清掃する。

(3) 宿泊する部屋については、以下のとおりとする。

① 部屋割りは原則として1人1室とする。

② 他者が宿泊する部屋への入室はしない。

3 宿泊を伴う正課授業の学外学修における活動の実施可否の判断は、以下のとおり行う。

(1) 実施可否の判断は、学部長が行う。

(2) 活動の実施を計画する教員は、上記1, 2の感染対策を講じた活動計画を事前に学部長・学科長の承認を得ることとする。

(3) 活動の実施を計画する教員は、活動実施日までの状況の変化により活動が中止となった場合に、学生が負担する費用（交通費、宿泊費等）のキャンセル料も学生負

担となることを考慮して活動の実施を計画するとともに、学生に対しあらかじめ周知するものとする。